**令和６年度**

**指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

**自　主　点　検　表**

（点検実施日　　　年　　月　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
|  |
| 記入者職・氏名 |  |

　◇目　次◇

Ｐ　１～ 人員、設備及び運営の基準

Ｐ３２　　変更の届出等

Ｐ３４～　加算・減算チェックシート

**新座市いきいき健康部介護保険課**

人員、設備及び運営の基準

|  |
| --- |
| **※　記入に当たっての留意事項**  　　本調書は、「**指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第０３３１００４号・老振発第033100４号・老老発第033101７号）**」も参照の上、回答するようお願いいたします。  **※　評価の基準**  　　評価は、「**○（実施している）、△（一部実施できていない）、×（実施できていない）、ー（該当しない）**」で、項（号）がある場合は項（号）ごとに記入してください。なお、運営指導にて評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただく場合があります。  **※　又は下線部は、令和６年４月１日付けの改正で追加された規定です。**  **※　☆は準用規定です。★はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において準用する規定です。** |

| **新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年新座市条例第４２号）** | **評価** |
| --- | --- |
| **第１章　総則**  **（趣旨）**  第1条　この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 | ― |
| **（定義）**  第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)　地域密着型サービス事業者　法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。  (2)　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。  (3)　利用料　法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。  (4)　地域密着型介護サービス費用基準額　法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額)をいう。  (5)　法定代理受領サービス　法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。  (6)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 | ― |
| **(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)**  第3条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  |
| **(指定地域密着型サービス事業者の指定)**  第4条　法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、法第78条の2第4項第1号に規定する市町村の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)に限る。第191条において同じ。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。 | ― |
| **第8章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**  **（基本方針）**  第151条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| 4　法第78条の2第1項の市町村の条例で定める数は、29人以下とする。 |  |
| **第２節　人員に関する基準**  **（従業者の員数）**  第152条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。  (1)　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数  (2)　生活相談員　1以上  (3)　介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)は、次のとおりとすること。  ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。  イ　看護職員の数は、1以上とすること。  (4)　栄養士又は管理栄養士　1以上  (5)　機能訓練指導員　1以上  (6)　介護支援専門員　1以上 |  |
| 2　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 |  |
| 4　第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 |  |
| 5　第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。 |  |
| 6　第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 |  |
| 7　第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。 |  |
| 8　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  ⑴　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員  ⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員  ⑶　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）  ⑷　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員 |  |
| 9　第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。 |  |
| 10　第1項第5号の機能訓練指導員は、指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 |  |
| 11　第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 |  |
| 12　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 |  |
| 13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、その事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 |  |
| 14　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。 |  |
| 15　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 |  |
| 16　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。 |  |
| 17　第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。 |  |
| **第3節　設備に関する基準**  **(設備)**  第153条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。  (1)　居室は、次のとおりとすること。  ア　１の居室の定員は、１人とすること。  イ　入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。  ウ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 |  |
| (2)　静養室は、介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 |  |
| (3)　浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとすること。 |  |
| (4)　洗面設備は、次のとおりとすること。  ア　居室のある階ごとに設けること。  イ　要介護者が使用するのに適したものとすること。 |  |
| (5)　便所は、次のとおりとすること。  ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。  イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 |  |
| (6)　医務室は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 |  |
| (7)　食堂及び機能訓練室は、次のとおりとすること。  ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。  イ　必要な備品を備えること。 |  |
| (8)　廊下幅は、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 |  |
| (9)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 |  |
| 2　前項各号に掲げる設備は、専ら指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 |  |
| **第4節　運営に関する基準**  **（内容及び手続きの説明及び同意)☆★**  第10条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第148条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。  (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  ア　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  イ　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)  (２)　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２０４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 | ― |
| ３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  |
| ４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | ― |
| ５　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  (1)　第２項各号に規定する方法のうち指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者が使用するもの  (２)　ファイルへの記録の方式 |  |
| ６　前項の規定による承諾を得た指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない |  |
| **（提供拒否の禁止）☆★**  第11条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。   |  | | --- | | ※　正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することが困難な場合である。 | | **★** |
| **(サービス提供困難時の対応)　★**  第154条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 | **★** |
| **(受給資格等の確認)☆★**  第13条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第７８条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。 | **★** |
| **(要介護認定の申請に係る援助)☆★**  第14条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、入所の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 | **★** |
| **(入退所)★**  第155条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。 | **★** |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 | **★** |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。 | **★** |
| 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。 | **★** |
| 5　前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。 | **★** |
| 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 | **★** |
| 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 | **★** |
| **(サービスの提供の記録)★**  第156条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 | **★** |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 | **★** |
| **(利用料等の受領)**  第157条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額)とする。次項並びに第182条第1項及び第2項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。  (1)　食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。)にあっては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第182条第3項第1号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第182条第3項第1号において同じ。))を限度とする。)  (2)　居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第182条第3項第2号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第182条第3項第2号において同じ。))を限度とする。)  (3)　市長の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  (4)　市長の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  (5)　理美容代  (6)　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの  4　前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。 |  |
| 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 |  |
| **(保険給付の請求のための証明書の交付)☆★**  第23条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  |
| **(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)**  第158条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 |  |
| 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 |  |
| 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |  |
| 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 |  |
| (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 |  |
| **(地域密着型施設サービス計画の作成)★**  第159条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 | **★** |
| 2　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 | **★** |
| 3　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 | **★** |
| 4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 | **★** |
| 5　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 | **★** |
| 6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 | **★** |
| 7　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。 | **★** |
| 8　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 | **★** |
| 9　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。 | **★** |
| 10　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の各号に定めるところにより行わなければならない。  (1)　定期的に入所者に面接すること。  (2)　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | **★** |
| 11　計画担当介護支援専門員は、次の各号に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。  (1)　入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合  (2)　入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 | **★** |
| 12　第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。 | **★**  ― |
| **(介護)**  第160条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 |  |
| 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 |  |
| 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 |  |
| 6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。 |  |
| 7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 |  |
| 8　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 |  |
| **(食事)**  第161条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 |  |
| **(相談及び援助)★**  第162条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 | **★** |
| **(社会生活上の便宜の提供等)**  第163条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 |  |
| 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 |  |
| **(機能訓練)★**  第164条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 | **★** |
| **（栄養管理）★**  第１６４条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 | **★** |
| **（口衛生の管理）★**  第１６４条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 | **★** |
| **(健康管理)★**  第165条　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 | **★** |
| **(入所者の入院期間中の取扱い)★**  第166条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。 | **★** |
| **(利用者に関する市町村への通知)☆★**  第29条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  (1)　正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  (2)　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| **(緊急時等の対応)★**  第166条の2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 |  |
| **(管理者による管理)★**  第167条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。 | **★** |
| **（管理者の責務）**☆**★**  第60条の１１　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  |
| **(計画担当介護支援専門員の責務)★**  第168条　計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。  (1)　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 | **★** |
| (2)　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 | **★** |
| (3)　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 | **★** |
| (4)　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 | **★** |
| (5)　第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 | **★** |
| (6)　第178条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 | **★** |
| (7)　第176条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 | **★** |
| **(運営規程)**  第169条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  (1)　指定地域密着型介護老人福祉施設の目的及び運営の方針  (2)　従業者の職種、員数及び職務の内容  (3)　入所定員  (4)　入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の  内容及び利用料その他の費用の額  (5)　指定地域密着型介護老人福祉施設の利用に当たっての留意事項  (6)　緊急時等における対応方法  (7)　非常災害対策  (8)　虐待の防止のための措置に関する事項  (9)　その他指定地域密着型介護老人福祉施設の運営に関する重要事項 |  |
| **(勤務体制の確保等)**  第170条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| **（業務継続計画の策定等）☆★**  第３３条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 | **★** |
| ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | **★** |
| **(定員の遵守)**  第171条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  |
| **（非常災害対策）☆★**  第60条の１５　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 | **★** |
| ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 | **★** |
| **(衛生管理等)★**  第172条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 | **★** |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  (1)　指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 | **★** |
| (2)　指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及  びまん延の防止のための指針を整備すること。 | **★** |
| (3)　指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | **★** |
| (4)　前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 | **★** |
| **(協力病院等)★**  第173条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 | **★** |
| ⑴　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 |  |
| ⑵　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 |  |
| ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 |  |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 |  |
| ４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 |  |
| ５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 |  |
| ６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 | **★** |
| **(掲示)☆★**  第35条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定地域密着型介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 |  |
| ３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。  ※この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、適用しない。 |  |
| **(秘密保持等)★**  第174条　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 | **★** |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 | **★** |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。 | **★** |
| **(広告)☆★**  第37条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 | **★** |
| **(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) ★**  第175条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 | **★** |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 | **★** |
| **(苦情処理)☆★**  第39条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 | **★** |
| ３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 | **★** |
| ４　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 | **★** |
| ５　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和３３年法律第１９２号)第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 | **★** |
| ６　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 | **★** |
| **(地域との連携等)☆★**  第60条の17　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する法第115条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 | **★** |
| ２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 | **★** |
| ３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 | **★** |
| ４　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 | **★** |
| **(事故発生の防止及び発生時の対応)★**  第176条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 | **★** |
| (1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 | **★** |
| (2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 | **★** |
| (3)　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 | **★** |
| （４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | **★** |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 | **★** |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 | **★** |
| 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 | **★** |
| （虐待の防止）**☆★**  第４１条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 | **★** |
| ⑴　当該指定地域密着型介護老人福祉施設入における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 | **★** |
| ⑵　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 | **★** |
| ⑶　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | **★** |
| ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | **★** |
| **(会計の区分)☆★**  第42条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 | **★** |
| （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）  第１０７条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 |  |
| **(記録の整備)★**  第177条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 | **★** |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。  (1)　地域密着型施設サービス計画  (2)　第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録  (3)　第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  (4)　次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録  (5)　次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録  (6)　前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  (7)　次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |  |
| **(準用)**  第１７８条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１７第１項から第４項まで及び第１０７条の２の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１６９条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。 | ― |
| 第１０章　雑則  （電磁的記録等）  第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２２、第６０条の４０、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び前条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。  ２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | ― |

|  |  |
| --- | --- |
| **第5節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準**  **第1款　この節の趣旨及び基本方針**  **(この節の趣旨)**  第179条　第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 | ― |
| **(基本方針)**  第180条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 |  |
| 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| **第2款　設備に関する基準**  **(設備)**  第181条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。  (1)　ユニットは、次のとおりとすること。  ア　居室は、次のとおりとすること。  (ア)　１の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 |  |
| (イ)　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの入居定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとする。  （ユニットの定員に係る経過措置）  附則  ６　この条例の施行の日以後、当分の間、新指定地域密着型サービス基準条例第１８１条第１項第１号ア（イ）の規定に基づき入居定員が１０人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新指定地域密着型サービス基準条例第１５２条第１項第３号ア及び第１８８条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 |  |
| (ウ)　１の居室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、２１・３平方メートル以上とすること。 |  |
| (エ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 |  |
| イ　共同生活室は、次のとおりとすること。  (ア)　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 |  |
| (イ)　１の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 |  |
| (ウ)　必要な設備及び備品を備えること。 |  |
| ウ　洗面設備は、次のとおりとすること。  (ア)　居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。 |  |
| (イ)　要介護者が使用するのに適したものとすること。 |  |
| エ　便所は、次のとおりとすること。  (ア)　居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。 |  |
| (イ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 |  |
| (2)　浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとすること。 |  |
| (3)　医務室は、医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 |  |
| (4)　廊下幅は、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 |  |
| (5)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 |  |
| 2　前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専らユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |  |
| **第3款　運営に関する基準**  **(利用料等の受領)**  第182条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  |
| 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。  (1)　食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わりユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)  (2)　居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わりユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)  (3)　市長の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  (4)　市長の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  (5)　理美容代  (6)　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの |  |
| 4　前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。 | ― |
| 5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 |  |
| **(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)**  第183条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 |  |
| 2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 |  |
| 3　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 |  |
| 4　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 |  |
| 5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 |  |
| 6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 |  |
| 7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |  |
| 8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 |  |
| (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 |  |
| **(介護)**  第184条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 |  |
| 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 |  |
| 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 |  |
| 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 |  |
| 5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 |  |
| 6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 |  |
| 7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 |  |
| 8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 |  |
| 9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 |  |
| **(食事)**  第185条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 |  |
| 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 |  |
| 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 |  |
| 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 |  |
| **(社会生活上の便宜の提供等)**  第186条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 |  |
| 2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。 |  |
| 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 |  |
| 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 |  |
| **(運営規程)**  第187条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次の各号に掲げるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  (1)　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の目的及び運営の方針  (2)　従業者の職種、員数及び職務の内容  (3)　入居定員  (4)　ユニットの数及びユニットごとの入居定員  (5)　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  (6)　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用に当たっての留意事　項  (7)　緊急時等における対応方法  (8)　非常災害対策  (9)　虐待防止のための措置に関する事項  (10)　その他ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営に関する重要事項 |  |
| **(勤務体制の確保等)**  第188条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| 2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。  (1)　昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 |  |
| (2)　夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 |  |
| (3)　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 |  |
| 3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 |  |
| 4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 |  |
| ６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| **(定員の遵守)**  第189条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  |
| **(準用)**  第190条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１０７条の２、第１５４条から第１５６条まで、第１５９条、第１６２条、第１６４条から第１６８条まで及び第１７２条から第１７７条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１８７条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６８条中「第１５９条」とあるのは「第１９０条において準用する第１５９条」と、同条第５号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同条第６号中「第１７８条」とあるのは「第１９０条」と、同条第７号中「第１７６条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する第１７６条第３項」と、第１７７条第２項第２号中「第１５６条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１５６条第２項」と、同項第３号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１９０条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。 |  |
| 第１０章　雑則  （電磁的記録等）  第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２２、第６０条の４０、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び前条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。  ２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 |  |

**変更の届出等**

（介護保険法第78条の5、介護保険法施行規則第規則第131条の13及び第131条の25）

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更届  下記の事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を新座市長に届け出ている。  　１　　事業所の名称  ２　　事業所の所在地  ３　　申請者の名称  ４　　申請者の主たる事務所の所在地  ５　　代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ６　　申請者の登記事項証明書又は条例等  ７　　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所  8　　介護支援専門員の氏名及びその登録番号  ９　　本体施設がある場合にあっては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間  １０　併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要  1１　事業所の平面図  １２　設備の概要  １３　運営規程  １４　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。） |  |
| ２　休止（廃止）届  　　事業を廃止又は休止日の１月前までに、届け出ている。  　　休止した事業を再開した場合、１０日以内に届け出ている。 |  |

**業務管理体制の届出等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の届出  下記の区分に応じ、適切に届け出ている。   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 届出先 | | ①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 | | ②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 | | ③　指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 | | ④　指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者　※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事のまま） | 中核市の長 | | ⑤　地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長 | | ⑥　①から⑤以外の事業者 | 都道府県知事 | |  |
| ２　変更の届出  　　　下記の事項に変更があった場合、適切に届け出ている。   |  |  | | --- | --- | | 届出事項 | 対象となる事業者 | | 事業者の  ・名称又は氏名  ・主たる事務所の所在地  ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者 | | 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 | 全ての事業者 | | 「法令遵守規程」の概要 | 事業所等の数が20以上の事業者 | | 「業務執行の状況の監査」の方法の概要 | 事業所等の数が100以上の事業者 | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算・減算チェックシート（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）  ※直近２年以内の状況で、事業所として一度でも算定したことのある加算を記入してください。 | | | |
| **加算・減算名** | **算定** | **該当する区分に○** | **備考欄（算定期間等）** |
| 夜勤減算 | □ |  |  |
| ユニットケア体制未整備減算 | □ |  |  |
| 身体拘束廃止未実施減算 | □ |  |  |
| 安全管理体制未実施減算 | □ |  |  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | □ |  |  |
| 業務継続計画未策定減算 | □ |  |  |
| 栄養管理に係る減算 | □ |  |  |
| 日常生活継続支援加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 看護体制加算 | □ | Ⅰイ　・　Ⅰロ　・　Ⅱイ　・　Ⅱロ |  |
| 夜勤職員配置加算 | □ | Ⅰイ　・　Ⅰロ　・　Ⅱイ　・　Ⅱロ　・  Ⅲイ　・　Ⅲロ　・　Ⅳイ　・　Ⅳロ |  |
| 準ユニットケア加算 | □ |  |  |
| 生活機能向上連携加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 個別機能訓練加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| ＡＤＬ維持等加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 若年性認知症入所者受入加算 | □ |  |  |
| 専従の常勤医師を配置している場合 | □ |  |  |
| 精神科医師による療養指導が月２回以上行われている場合 | □ |  |  |
| 障害者生活支援体制加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 入院・外泊時費用 | □ |  |  |
| 外泊時在宅サービス利用費用 | □ |  |  |
| 初期加算 | □ |  |  |
| 退所時栄養情報連携加算 | □ |  |  |
| 再入所時栄養連携加算 | □ |  |  |
| 退所時等相談援助加算 | □ |  |  |
| 協力医療機関連携加算 | □ |  |  |
| 栄養マネジメント強化加算 | □ |  |  |
| 経口移行加算 | □ |  |  |
| 経口維持加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 口腔衛生管理加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 療養食加算 | □ |  |  |
| 特別通院送迎加算 | □ |  |  |
| 配置医緊急時対応加算 | □ | ①配置医師の通常の勤務時間外の場合  ②早朝・夜間の場合  ③深夜の場合 |  |
| 看取り介護加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 在宅復帰支援機能加算 | □ |  |  |
| 在宅・入所相互利用加算 | □ |  |  |
| 小規模拠点集合型施設加算 | □ |  |  |
| 認知症専門ケア加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 認知症チームケア推進加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 認知症行動・心理症状態緊張対応加算 | □ |  |  |
| 褥瘡マネジメント加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 排せつ支援加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 自立支援促進加算 | □ |  |  |
| 科学的介護推進体制加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 安全対策体制加算 | □ |  |  |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 新興感染症等施設療養費 | □ |  |  |
| 生産性向上推進体制加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| サービス提供体制強化加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員等処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ　・　Ⅴ |  |

自己点検シート

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）」及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号)」を参照の上、確認してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | |
| 夜勤減算 | 利用者数25人以下 | □ | 看護・介護１人未満 |
| 利用者数26人以上60人以下 | □ | 看護・介護２人未満 |
| ユニット型・・・２ユニットごとに１以上 | □ | 満たさない |
| ユニットケア体制未整備減算 | 日中常時１名以上の介護又は看護職員の配置 | □ | 未配置 |
| ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置 | □ | 未配置 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない | □ | 該当 |
| 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催していない | □ | 該当 |
| 身体的拘束等の適正化のための指針が未整備 | □ | 該当 |
| 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない | □ | 該当 |
| 安全管理体制未実施減算 | 指定地域密着型サービス基準第155条第１項に規定する基準 | □ | 満たさない |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 下記の基準を満たしていない。  ①　高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない  ②　高齢者虐待防止のための指針を整備していない  ③　高齢者虐待防止のための年２回以上の研修を実施していない  ④　高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない  ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第１０８条において準用する第３条の３８の２に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。 | □ | 満たさない |
| 業務継続計画未策定減算 | 下記の基準を満たしていない。  感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。  ※　経過措置として、令和７年３月３１日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。 | □ | 満たさない |
| 栄養管理に係る減算 | 指定地域密着型サービス基準第１３１条に規定する栄養士又は管理栄養士の員数 | □ | 満たさない |
| 指定地域密着型サービス基準第１４３条の２に規定する基準（計画的な栄養管理） | □ | 満たさない |
| 日常生活継続支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）  共通 | 次のいずれかに該当している  ａ　算定日の属する月の前６月間又は前１２月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護４又は要介護５の者の占める割合が１００分の７０以上  ｂ　算定日の属する月の前６月間又は前１２月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が１００の６５以上  ｃ　たんの吸引等を必要とする者の占める割合が入所者の１００の１５以上 | □ | 該当 |
|  | 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が６又はその端数を増すごとに１以上 | □ | 配置 |
|  | 次のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が７又はその端数を増すごとに１以上  (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（介護機器）を複数種類使用している  (二) 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っている。  (三) 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。  a 入所者の安全及びケアの質の確保  b 職員の負担の軽減及び勤務状況の配慮  c 介護機器の定期的な点検  d介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 | □ | 配置 |
|  | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
|  | サービス提供体制強化加算の算定をしていない | □ | なし |
| 日常生活継続支援加算（Ⅰ） | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 日常生活継続支援加算（Ⅱ） | ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 看護体制加算(Ⅰ)イ | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 常勤の看護師を１名以上配置 | □ | 配置 |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 看護体制加算(Ⅰ)ロ | 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 常勤の看護師を１名以上配置 | □ | 配置 |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 看護体制加算(Ⅱ)イ | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の算定 | □ | 該当 |
| 看護職員を常勤換算で２名以上配置 | □ | 配置 |
| 看護職員による２４時間連絡できる体制の確保 | □ | 該当 |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 看護体制加算(Ⅱ)ロ | 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 看護職員を常勤換算で２名以上配置 | □ | 配置 |
| 看護職員による２４時間連絡できる体制の確保 | □ | 該当 |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 夜勤職員配置加算共通 | 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が夜勤職員基準の最低基準を１以上上回っている | □ | 該当 |
| 次のａ又はｂに掲げる場合は、当該ａ又はｂに定める数を上回っている  ａ　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　最低基準の数に１０分の９を加えた数  ｉ　見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の１０分の１以上の数設置していること。  ｉｉ　見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。  ｂ　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　最低基準の数に１０分の６を加えた数（ユニット型以外で夜勤職員基準第１号ロ（１）（一）ｆの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第１号ロ（１）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に１０分の８を加えた数）  ｉ　夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。  ｉｉ　夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。  ｉｉｉ　見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。  （１）　夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保  （２）　夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  （３）　見守り機器等の定期的な点検  （４）　見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ | 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ | ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ | 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の算定 | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ | 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを満たす | □ | 該当 |
| 夜間時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員(認定特定行為業務従事者)を1人以上配置 ※特定登録者及び新特定登録者を除く介護福祉士は、実地研修を修了している者 | □ | 該当 |
| 喀痰吸引等業務の登録又は特定行為業務の登録を事業所ごとに受けている  （◆登録喀痰吸引等事業者としての登録） | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ | 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロを満たす | □ | 該当 |
| 夜間時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員(認定特定行為業務従事者)を1人以上配置 ※特定登録者及び新特定登録者を除く介護福祉士は、実地研修を修了している者 | □ | 配置 |
| 喀痰吸引等業務の登録又は特定行為業務の登録を事業所ごとに受けている | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ | 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを満たす | □ | 該当 |
| 夜間時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員(認定特定行為業務従事者)を配置 ※特定登録者及び新特定登録者を除く介護福祉士は、実地研修を修了している者 | □ | 配置 |
| 喀痰吸引等業務の登録又は特定行為業務の登録を事業所ごとに受けている  （◆登録喀痰吸引等事業者としての登録） | □ | 該当 |
| 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ | 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロを満たす | □ | 該当 |
| 夜間時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員(認定特定行為業務従事者)を配置 ※特定登録者及び新特定登録者を除く介護福祉士は、実地研修を修了している者 | □ | 配置 |
| 喀痰吸引等業務の登録又は特定行為業務の登録を事業所ごとに受けている | □ | 該当 |
| ＊見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算 | イ 必要となる夜勤職員の数が0.9を加えた数以上の場合、次の要件を満たすこと。  ａ 利用者の１０分の１以上の数の見守り機器を設置する。  ｂ 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は３月に１回以上行う | □ | 該当 |
| ロ 必要となる夜勤職員の数が0.6を加えた数以上である場合（夜勤職員基準第第１号ロの⑴（一）ｆの規定に該当する場合は0.８を加えた数以上である場合）においては、次の要件を満たすこと。 | □ | 該当 |
| ａ 入所者が使用するすべての居室に見守り機器を設置する。 | □ | 該当 |
| ｂ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、入所者の状況を常時把握すること。 | □ | 該当 |
| ｃ 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は３月に１回以上行う | □ | 該当 |
| ｄ 「入所者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により入所者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。 | □ | 該当 |
| ｅ 「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施する。具体的には、実際に夜勤を行う職員に対してヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後においても、人員配置の検討等が行われていること。 | □ | 該当 |
| ｆ 日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設ける。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行う。 | □ | 該当 |
| ｇ 見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行う。 | □ | 該当 |
| 準ユニットケア加算 | １２人を標準とする準ユニットでケアを実施 | □ | 該当 |
| 個室的なしつらえを整備し、準ユニットごとに共同生活室の設置 | □ | 該当 |
| 日中、準ユニットごとに１人以上の介護・看護職員の配置 | □ | 配置 |
| 夜間、深夜に２準ユニットごとに１人以上の介護・看護職員の配置 | □ | 配置 |
| 準ユニットごとに常勤のユニットリーダー配置 | □ | 配置 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 次のいずれにも適合すること。  ⑴理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている | □ | 該当 |
| ⑵個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している | □ | 該当 |
| ⑶⑴の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている | □ | 該当 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 次のいずれにも適合すること。  ⑴医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている | □ | 該当 |
| ⑵個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している | □ | 該当 |
| ⑶⑴の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ） | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を１名以上配置している。 | □ | 配置 |
| 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている。  （◆個別機能訓練計画書） | □ | 該当 |
| 個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行っている。 | □ | 該当 |
| 機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を１名以上配置して行っている。 | □ | 該当 |
| 開始時及びその３月ごとに１回以上、利用者に対して計画の内容を説明し、記録している。 | □ | あり |
| 個別機能訓練に関する記録を保管し、個別機能訓練の従業者による閲覧を可能としている。  （◆実施時間、訓練内容、担当者等の記録） | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅱ） | 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している。 | □ | 該当 |
| 入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出している。 | □ | 該当 |
| 必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たって、厚生労働省に提出している計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 | □ | 該当 |
| 個別機能訓練加算（Ⅲ） | 個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定している。 | □ | 該当 |
| 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している。 | □ | 該当 |
| 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している。 | □ | 該当 |
| 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有している。 | □ | 該当 |
| ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ） | ⑴評価対象者（事業所の利用期間が６月を超える者）の総数が１０人以上 | □ | 該当 |
| ⑵評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して６月目において、ＡＤＬを評価し、その評価に基づく値を測定し、測定月ごとに厚生労働省に結果を提出している | □ | 該当 |
| ⑶評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が１以上 | □ | 該当 |
| ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ） | ⑴ADL維持等加算(Ⅰ)の⑴及び⑵の基準に適合 | □ | 該当 |
| ⑵評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が３以上 | □ | 該当 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている | □ | 該当 |
| 担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供 | □ | 実施 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない | □ | なし |
| 常勤医師配置加算 | 専ら当該施設の職務に従事する常勤の医師１名以上配置 | □ | 配置 |
| 精神科医師配置加算 | 医師が診断した認知症入所者が全入所者の３分の１以上 | □ | 該当 |
| 精神科担当医師が月２回以上定期的に療養指導を実施 | □ | 該当 |
| 常勤医師配置加算を算定していない | □ | なし |
| 配置医師（嘱託医）が１名であり、精神科を兼ねる場合は、配置医師として勤務する回数のうち月４回（１回あたり３～４時間程度勤務）までは算定の基礎としていない | □ | 該当 |
| 療養指導の記録の整備  （◆療養指導の記録） | □ | あり |
| 障害者生活支援体制加算（Ⅰ） | 視覚、聴覚・言語、重度の知的・精神障害のある者が入所者総数の１００分の３０以上 | □ | 該当 |
| 専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員１名以上 | □ | 配置 |
| 障害者生活支援員の要件として、(視覚障害)点字の指導、点訳、歩行支援等、(聴覚障害又は言語機能障害)手話通訳等、(知的障害)知的障害者福祉司の資格を有する者等、(精神障害)精神保健福祉士等の要件を満たす者 (配置については、それぞれの障害に対応できる専門性を有する者が配置されていることが望ましい)  （履歴書等） | □ | 満たす |
| 障害者生活支援体制加算（Ⅱ） | 視覚、聴覚・言語、重度の知的・精神障害のある者が入所者総数の１００分の５０以上 | □ | 満たす |
| 専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員２名以上 | □ | 配置 |
| 障害者生活支援員の要件として、(視覚障害)点字の指導、点訳、歩行支援等、(聴覚障害又は言語機能障害)手話通訳等、(知的障害)知的障害者福祉司の資格を有する者等、(精神障害)精神保健福祉士等の要件を満たす者 (配置については、それぞれの障害に対応できる専門性を有する者が配置されていることが望ましい)  （◆履歴書等） | □ | 満たす |
| 入院・外泊時の費用 | 入院又は外泊をした場合、１月に６日を限度として算定 | □ | 該当 |
| 短期入所生活介護のベッドへの活用の有無 | □ | なし |
| 外泊時在宅サービス利用の費用 | 居宅における外泊を認め、当該施設が居宅サービスを提供する場合、１月に６日を限度として算定 | □ | 該当 |
| 外泊の初日及び最終日、入院・外泊時の費用を算定する場合は、算定していない | □ | なし |
| 初期加算 | 入所した日から起算して30日以内  又は30日を超える入院後の再入所 | □ | 該当 |
| 算定期間中に外泊した場合、外泊中は算定していない | □ | なし |
| 過去３月以内の当該施設への入所がない(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ｍの場合は１月以内) | □ | なし |
| 退所時栄養情報連携加算 | 特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、医療機関等に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供している。  ※　疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)。 | □ | 該当 |
| 栄養管理に係る減算又は栄養マネジメント強化加算を算定していない。 | □ | なし |
| 再入所時栄養連携加算 | 入所者が医療機関に入院し、退院後、再度入所する際、  特別食※又は嚥下調整食を提供する必要性を認めたものであって、退院後、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)  ※退所時栄養情報連携加算と同様 | □ | 該当 |
| 当該施設の管理栄養士が当該医療機関を訪問の上、栄養に関する指導等に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成 | □ | 該当 |
| 栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又は家族の同意が得られた場合に算定 | □ | 該当 |
| 当該介護保険施設へ再入所した場合に、１回に限り算定 | □ | 該当 |
| 定員超過減算・人員基準欠如に該当していない。 | □ | なし |
| 栄養管理に係る減算を算定していない。 | □ | なし |
| 退所前訪問相談援助加算 | 入所期間が１月以上(見込みを含む) | □ | 該当 |
| 介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかが退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対し相談援助を実施(２回を限度) | □ | 該当 |
| 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 該当 |
| 相談援助の実施日、内容の記録の整備  （◆相談記録） | □ | 該当 |
| 退所後訪問相談援助加算 | 介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかが居宅を訪問 | □ | 該当 |
| 退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施 | □ | 該当 |
| 相談援助の実施日、内容の記録の整備  （◆相談記録） | □ | 該当 |
| 退所時相談援助加算 | 入所期間が１月以上 | □ | 該当 |
| 退所時に入所者等に対し退所後の居宅サービス等についての相談援助を実施 | □ | 該当 |
| 退所日から２週間以内に市町村、老人介護支援センターに対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供 | □ | 該当 |
| 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 該当 |
| 相談援助の実施日、内容の記録の整備  （◆相談記録） | □ | 該当 |
| 退所前連携加算 | 入所期間が１月以上 | □ | 該当 |
| 退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施 | □ | 該当 |
| 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 該当 |
| 連携を行った日、内容に関する記録の整備  （相談記録） | □ | 該当 |
| 退所時情報提供加算 | 入所者が退所し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行っている。 | □ | 該当 |
| 入所者が退所して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入所者を紹介するに当たっては、別紙様式１０の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付している。 | □ | 該当 |
| 入所者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院していない。 | □ | 該当 |
| 協力医療機関連携加算 | 協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第152条第１項本文（指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。 | □ | 該当 |
| 栄養マネジメント強化加算 | 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を５０で除して得た数以上  （ただし、常勤の栄養士を１名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を７０で除して得た数以上） | □ | 配置 |
| 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施している | □ | 該当 |
| 上記入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応している | □ | 該当 |
| 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 栄養管理に係る減算を算定していない | □ | なし |
| 低栄養状態のリスク評価は、厚生労働省通知※に基づき行っている。  ただし、低栄養状態のリスクが中リスク者のうち、経口による食事の摂取を行っておらず、栄養補給法以外のリスク分類に該当しない場合は、低リスク者に準じた対応とする。  ※「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16日老認発0316 第３号、老老発0316第２号）第４ | □ | 該当 |
| 低栄養状態のリスクが、中リスク及び高リスクに該当する者に対し、管理栄養士等が以下の対応を行う。  イ　基本サービスとして医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成する栄養ケア計画に、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示す。 | □ | 該当 |
| ロ 当該栄養ケア計画に基づき、食事の観察を週３回以上行う。 | □ | 該当 |
| ハ 食事の観察の際に、問題点が見られた場合は、速やかに関連する職種と情報共有を行い、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、対応する。 | □ | 該当 |
| ニ 当該入所者が退所し、居宅での生活に移行する場合は、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行う。  また、他の施設等に入所（入院）する場合は、入所中の栄養管理に関する情報を入所先（入院先）に提供する。 | □ | 該当 |
| 低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者については、食事の状況を把握し、問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、対応すること。 | □ | 該当 |
| 大臣基準第６５号の３ニに規定する厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこと。  ＬＩＦＥへの提出情報及び情報を活用し、利用者の状態に応じ、サービスの質の管理を行うこと。 | □ | 該当 |
| 経口移行加算 | 経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている | □ | 該当 |
| 誤嚥性肺炎防止のためのチェック | □ | あり |
| 医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成  （経口移行計画（参考様式）） | □ | 該当 |
| 計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る | □ | 該当 |
| 計画に基づく栄養管理の実施 | □ | 該当 |
| 計画作成日から起算して180日以内 | □ | 該当 |
| 180日を超える場合の医師の指示の有無 | □ | あり |
| 180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示 | □ | ２週間毎に実施 |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 栄養管理に係る減算を算定していない | □ | なし |
| 経口維持加算(Ⅰ) | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 摂食機能障害を有し誤嚥が認められ経口による食事摂取のための管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている | □ | 受けている |
| 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている | □ | 該当 |
| 食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無 | □ | あり |
| 医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成  （◆経口移行計画（参考様式）） | □ | 該当 |
| 計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る | □ | 該当 |
| 計画に基づく栄養管理の実施 | □ | 実施 |
| 計画作成日の属する月から起算して６月以内 | □ | ６月以内 |
| ６月を超える場合の医師又は歯科医師の指示及び入所者の同意の有無 | □ | あり |
| ６月を超えて算定する場合の定期的な医師の指示 | □ | １月毎に実施 |
| 経口移行加算又は栄養管理に係る減算を算定していない | □ | なし |
| 経口維持加算(Ⅱ) | 協力歯科医療機関を定めている | □ | 該当 |
| 経口維持加算Ⅰを算定している | □ | 該当 |
| 食事の観察及び会議等に、医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第２条第１項に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している | □ | 該当 |
| 口腔衛生管理加算（Ⅰ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑴歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている | □ | 該当 |
| ⑵歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、　入所者に対し、口腔衛生等の管理を月２回以上行っている | □ | 該当 |
| ⑶歯科衛生士が、⑴における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている | □ | 該当 |
| ⑷歯科衛生士が、⑴における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応している | □ | 該当 |
| ⑸定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 口腔衛生管理加算（Ⅱ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること  ⑴口腔衛生管理加算Ⅰの⑴から⑸までの基準に該当すること。 | □ | 該当 |
| ⑵入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | □ | 該当 |
| 療養食加算 | 管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施 | □ | 該当 |
| 利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施 | □ | 該当 |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供 | □ | 該当 |
| 療養食の献立の作成の有無  （療養食献立表） | □ | あり |
| 特別通院送迎加算 | 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、１月に12回以上、通院のため送迎を行っている。 | □ | 該当 |
| 配置医師緊急時対応加算 | 当該施設の配置医師が、施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外、早朝（午前６時から午前８時まで）、夜間（午後６時から午後１０時まで）又は深夜（午後１０時から午前６時まで）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録している | □ | 該当 |
| ⑴配置医師の通常の勤務時間外の場合 | □ | １回３２５単位 |
| ⑵早朝又は夜間の場合 | □ | １回６５０単位 |
| ⑶深夜の場合 | □ | １回１，３００単位 |
| 看護体制加算（Ⅱ）を算定している | □ | 該当 |
| 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされている | □ | 該当 |
| 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ２４時間対応できる体制を確保している | □ | 該当 |
| 看取り介護加算(Ⅰ) | 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断 | □ | 該当 |
| 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、入所者又はその家族等が同意している | □ | 該当 |
| 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている | □ | 該当 |
| 入所者に関する記録を活用した説明資料の作成とその写しの提供 | □ | 該当 |
| 常勤の看護師を１名以上配置し、看護職員又は病院等の看護職員との連携により２４時間連絡できる体制を確保している | □ | 該当 |
| 看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者又はその家族等に内容を説明し同意を得ている | □ | 該当 |
| 医師等による協議の上、当該施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている | □ | 該当 |
| 看取りに関する職員研修の実施 | □ | 該当 |
| 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮している | □ | 該当 |
| （１）死亡日以前３１日以上４５日以下 | □ | １日７２単位 |
| （２）死亡日以前４日以上３０日以下 | □ | １日１４４単位 |
| （３）死亡日の前日及び前々日 | □ | １日６８０単位 |
| （４）死亡日 | □ | １日１，２８０単位 |
| 看取り介護加算(Ⅱ) | 看取り介護加算Ⅰの要件を満たす | □ | 該当 |
| 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされている | □ | 該当 |
| 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ２４時間対応できる体制を確保している | □ | 該当 |
| 入所者の死亡場所が当該施設内 | □ | 該当 |
| （１）死亡日以前３１日以上４５日以内 | □ | １日７２単位 |
| （２）死亡日以前４日以上３０日以内 | □ | １日144単位 |
| （３）死亡日の前日及び前々日 | □ | １日780単位 |
| （４）死亡日 | □ | １日1,580単位 |
| 在宅復帰支援機能加算 | 算定日の属する月の前６月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)の総数のうち、在宅で介護を受けることとなった者(入所期間１月超に限る。)の割合が１００分の２０以上 | □ | 該当 |
| 退所日から３０日以内に居宅を訪問すること又は居宅介護支援事業者から情報提供を受け、在宅生活が１月以上継続することの確認、記録の実施 | □ | 該当 |
| 入所者の家族との連絡調整の実施 | □ | 該当 |
| 入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施  （◆介護状況を示す文書） | □ | 該当 |
| 算定根拠等の関係書類の整備 | □ | 該当 |
| 在宅・入所相互利用加算 | あらかじめ在宅期間、入所期間を定め、文書による同意を得ている  （◆同意書） | □ | 該当 |
| 介護に関する目標、方針等について利用者等への説明及び合意の有無 | □ | あり |
| 施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員等との支援チームの結成 | □ | 該当 |
| おおむね１月に１回のカンファレンスの実施及び記録  （次期在宅期間、入所期間の介護の目標及び方針をまとめた記録） | □ | 該当 |
| 小規模拠点集合型施設加算 | 同一敷地内に複数の居住単位を設けている場合で、５人以下の居住単位に入所 | □ | 該当 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 入所者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者（日常生活自立度Ⅲ以上の者）である対象者の割合が２分の１以上 | □ | 該当 |
| 認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアを実施している | □ | 該当 |
| 留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施している | □ | 該当 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ)及び認知症チームケア推進加算を算定していない。 | □ | 該当 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たす | □ | 該当 |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している | □ | 該当 |
| 施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している | □ | 該当 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ)及び認知症チームケア推進加算を算定していない。 | □ | なし |
| 認知症チームケア推進加算  (Ⅰ)(Ⅱ)共通 | 事業所又は施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上である。 | □ | 該当 |
| 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている。 | □ | 該当 |
| 認知症専門ケア加算を算定していない。 | □ | なし |
| 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) | 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。 | □ | 該当 |
| 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) | 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。 | □ | 該当 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 利用者又は家族の同意 | □ | あり |
| 退所に向けた地域密着型施設サービス計画の策定 | □ | 該当 |
| 判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録 | □ | あり |
| 入所者が入所前１月の間に当該施設に入所したことがない又は過去１月の間に当該加算を算定したことがない | □ | 該当 |
| 病院又は診療所、他施設に入院・入所中の者が直接当該施設へ入所していない | □ | 該当 |
| 個室等、認知症の行動・心理症状の憎悪した者の療養にふさわしい設備を整備している | □ | 該当 |
| 判断した医師による診療録等への症状、判断の内容等の記録 | □ | 該当 |
| 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること  ⑴入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも３月に１回評価している。  （◆介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄） | □ | 該当 |
| ⑵⑴の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 | □ | 該当 |
| ⑶⑴の確認の結果、褥瘡が認められ、又は⑴の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している。 | □ | 該当 |
| ⑷入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している。 | □ | 該当 |
| ⑸⑴の評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している。 | □ | 該当 |
| 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること  ⑴褥瘡マネジメント加算Ⅰの⑴から⑸までのすべてに適合している | □ | 該当 |
| ⑵次のいずれかに適合している。  ａ イ⑴の確認の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒した。  ｂ イ⑴の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない | □ | 該当 |
| 排せつ支援加算（Ⅰ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑴入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも３月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| ⑵ ⑴の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している | □ | 該当 |
| ⑶　⑴の評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直している | □ | 該当 |
| 排せつ支援加算（Ⅱ） | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑴排せつ支援加算Ⅰの⑴から⑶までの基準のいずれにも適合している | □ | 該当 |
| ⑵次のいずれかに適合すること。  一⑴の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない  二⑴の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなった  三（Ⅰ）の⑴の評価の結果、施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去された。 | □ | 該当 |
| 排せつ支援加算(Ⅲ) | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ・排せつ支援加算（Ⅰ）の基準に適合する  ・排せつ支援加算（Ⅱ）⑵の一二のいずれにも適合する | □ | 該当 |
| 自立支援促進加算 | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも６月に１回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している | □ | 該当 |
| ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直している | □ | 該当 |
| ニ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加している | □ | 該当 |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑴ 入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している | □ | 該当 |
| ⑵ 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、⑴に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑴ 科学的介護推進体制加算Ⅰに規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出している | □ | 該当 |
| ⑵ 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、⑴に規定する情報、⑴に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している | □ | 該当 |
| 安全対策体制加算 | 指定地域密着型サービス基準第１５５条第１項に規定する基準に適合している | □ | 該当 |
| 指定地域密着型サービス基準第１５５条第１項第４号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けている | □ | 該当 |
| 当該施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている | □ | 該当 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） | 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。 | □ | 確保 |
| 指定地域密着型サービス基準第１５２条第１項本文に規定する協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している。 | □ | 該当 |
| 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加している。 | □ | 参加 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） | 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている。 | □ | 参加 |
| 新興感染症等施設療養費 | 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っている。 | □ | 該当 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通 | ⑴利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。  （一）　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保  (二)　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  (三)　介護機器の定期的な点検  (四)　業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 | □ | 該当 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | ⑴の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。 | □ | 該当 |
| 介護機器を複数種類活用している。 | □ | 該当 |
| ⑴の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。 | □ | 該当 |
| 事業年度ごとに上記の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。 | □ | 該当 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 介護機器を活用している。 | □ | 該当 |
| 事業年度ごとに取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 | □ | 該当 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 次の基準のいずれにも適合すること。  ⑴次のいずれかに適合すること。  一介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の８０以上  二介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の３５以上 | □ | 該当 |
| ⑵提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の向上に資する取組を実施している | □ | 該当 |
| ⑶定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 次の基準のいずれにも適合すること。  ⑴介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上 | □ | 該当 |
| ⑵定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 次の基準のいずれにも適合すること。  ⑴次のいずれかに適合すること。  一介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上  二看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の７５以上  三入所者に直接介護を提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上 | □ | 該当 |
| ⑵定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | □ | なし |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| （２）　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（経験・技能のある介護職員）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| ９　８の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | □ | 該当 |
| １０　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは（Ⅱ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ている。 | □ | 該当 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| （２）　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（経験・技能のある介護職員）のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| ９　８の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | □ | 該当 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当 |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 該当 |
| ７　次の(１)～（６）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (５)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 | □ | 該当 |
| (６)　(５)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） | １　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | □ | 該当 |
| （１）　仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | □ | 該当 |
| ２　⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている | □ | 該当 |
| ３　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 | □ | 該当 |
| ４　事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当 |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 該当 |
| ７　次の(１)～（4）のいずれにも適合 | □ | 該当 |
| (１)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。 | □ | 該当 |
| (２)　（１）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| (３)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 | □ | 該当 |
| （４）　（３）について、全ての介護職員に周知している。 | □ | 該当 |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |

※介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（１）以降については省略